

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成29年6月19日（平成29年（行個）諮問第100号）

答申日：平成30年3月29日（平成29年度（行個）答申第231号）

事件名：本人名義の特定銀行口座の凍結の措置に関する報告書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」及び「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

文書1 平成23、24年度に請求人名義下記銀行口座

- ① 特定銀行A特定支店。特定口座（特定口座番号1）
- ② 特定銀行B特定支店。特定口座（特定口座番号2）
- ③ 特定銀行C特定営業部。特定口座（特定口座番号3）
- ④ 特定銀行D特定支店。特定口座（特定口座番号4）

を法（平成19・12・21 法133）第3条①に基づく措置を講じたそれぞれの報告書（類する書類を含む）

文書2 同上報告に基づく被措置者の全国銀行協会への通知書（類する書類を含む）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年4月21日付け金総第2720号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

開示をしないこととした理由について本件行政文書を保有していないとしているが請求人は開示を求めた文書1の①ないし④の金融機関で振り込め詐欺救済法3条1項に基づく措置を講じられており振り込め詐欺救済法は措置を講じた場合は主務庁への報告を求めており主務庁が報告書を保有しないのは不自然であり、かつ、国民の生存権さえ脅かす本法規定の適切

な運用の確認を本件請求の趣旨及び理由とする。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成29年3月24日付け保有個人情報開示請求（同月28日受付。以下「本件開示請求」という。）に関し、処分庁が、法18条2項に基づき、同年4月21日付け金総第2720号において本件開示請求に係る保有個人情報の全部を不開示とした処分（原処分）をしたところ、これに対し審査請求があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

1 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る保有個人情報は、以下のとおりである。

(1) 「平成23、24年度に請求人名義下記銀行口座

- ① 特定銀行A特定支店。特定口座（特定口座番号1）
- ② 特定銀行B特定支店。特定口座（特定口座番号2）
- ③ 特定銀行C特定営業部。特定口座（特定口座番号3）
- ④ 特定銀行D特定支店。特定口座（特定口座番号4）

を法（平成19・12・21 法133）第3条①に基づく措置を講じたそれぞれの報告書（類する書類を含む）」に記録された保有個人情報

(2) 「同上報告に基づく被措置者の全国銀行協会への通知書（類する書類を含む）」に記録された保有個人情報

2 原処分について

処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして、不開示とする決定を行った。

3 原処分の妥当性について

(1) 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は上記1のとおりであるところ、同請求記載の「法（平成19・12・21 法133）」とは、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下「振り込め詐欺救済法」という。）であると解される。そうすると、本件開示請求における「法（平成19・12・21 法133）3条1項に基づく措置」とは、振り込め詐欺救済法3条1項に基づく預金口座の凍結に係る手続を指し、本件対象保有個人情報は、審査請求人名義の特定預金口座に対して振り込め詐欺救済法3条1項に基づく預金口座の凍結の措置が講じられた件について、処分庁に提出された報告書（本件対象保有個人情報1）及び同報告書に基づく全国銀行協会への通知書（本件対象保有個人情報2）であると解するのが相当である。

そして、処分庁においても、かかる観点から該当する保有個人情報の存否を確認したところであるが、その存在が認められなかったとして不開示決定を行っていることから、以下、当該決定の妥当性について検討

する。

(2) 本件保有個人情報の有無について

ア 振り込め詐欺救済法3条1項は、「金融機関は、当該金融機関の預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずるものとする。」と規定しており、金融機関は、いわゆる「振り込め詐欺」に限らず、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為全般に関して、振込先として利用された預金口座等（犯罪利用預金口座等）である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引停止等の措置を適切に講ずること等が求められている。

しかしながら、振り込め詐欺救済法は、同法3条1項に基づく預金口座等に係る取引停止等の措置を講じた場合に、当該措置を講じたことを金融庁へ報告する義務を課すことを定めた規定を特段置いていない。

イ また、振り込め詐欺救済法35条1項は、「行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、金融機関に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定するが、金融庁が金融機関に対して、本件開示請求に係る預金口座に対する同法3条1項に基づく取引停止等の措置に関して、報告又は資料の提出を求めた事実はない。

ウ そうすると、金融庁はそもそも本件対象保有個人情報1を取得していないものと認められ、本件対象保有個人情報1の取得を前提とする本件対象保有個人情報2はその作成の前提を欠くことから、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とした原処分は妥当である。

4 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年3月9日 審議
- ④ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報、文書1及び文書2に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報1及び本件対象保有個人情報2）であり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 振り込め詐欺救済法に基づく預金口座等の取引停止等の措置については、振り込め詐欺救済法3条1項において、金融機関は、当該金融機関の預金口座について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずるものとする旨規定されているものの、同項に基づく預金口座等への措置を講じた場合の金融庁への報告については振り込み詐欺救済法に規定されていない。

もっとも、念のため、本件開示請求を受けて、金融機関による上記内容の報告に係る文書について担当部署の執務室、パソコン内、書庫等を探索したが、その存在は確認できなかった。

イ なお、振り込め詐欺救済法35条1項において、行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、金融機関に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる旨規定されており、金融庁においては、この要求を行う場合は、報告又は資料の提出要求に係る決裁文書等を作成することとしている。

そこで、振り込め詐欺救済法35条1項に基づく要求を受けて本件対象保有個人情報1が記録された報告がされた可能性を念頭に置き、念のため、本件開示請求を受けて、当該決裁文書等について担当部署の執務室、パソコン内、書庫等を探索したが、振り込め詐欺救済法施行日以降において文書1に掲げる各特定銀行に対して同項に基づく報告又は資料の提出を要求する決裁文書等の存在は確認できなかった。

ウ したがって、金融庁において、本件対象保有個人情報1は保有していない。

そして、本件対象保有個人情報2は、本件対象保有個人情報1の保有を前提とするものであり、上記イのとおり、金融庁において本件対

象保有個人情報1を保有した事実はない以上、本件対象保有個人情報2も保有していない。

- (2) 振り込め詐欺救済法を確認したところ、諮問庁の上記(1)アの説明のとおり、振り込め詐欺救済法3条1項に基づく預金口座等の取引停止等の措置を講じた場合の金融庁への報告に関する規定は設けられていないと認められる。

そして、本件対象保有個人情報1を対象に実施したとする、上記(1)ア及びイの探索の範囲及び方法も不十分とはいえ、これを保有していないとする諮問庁の説明を否定するに足りる事情は認められない。

また、本件対象保有個人情報2は、本件対象保有個人情報1の保有を前提とするものであるとして、これについても保有していないとする諮問庁の説明を否定するに足りる事情も認められない。

- (3) したがって、金融庁において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、金融庁において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子